

# 外国の重要な公人（外国PEPs）事前申告のお願い

## ■ 重要なお知らせ

犯罪収益移転防止法により、外国の重要な公人（外国PEPs）およびそのご家族の方は、クレジットカードお申し込み前の事前申告が求められております。該当されるお客様は必ずお申し出ください。

## 外国の重要な公人に該当する方

### 1. 以下の「外国の重要な公的地位にある者」に該当する方（我が国における以下の職に相当する職に外国で就任している方）

- ・ 国家元首
- ・ 内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・ 衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・ 最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・ 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・ 統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・ 中央銀行の役員
- ・ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

### 2. 過去に上記1であった方

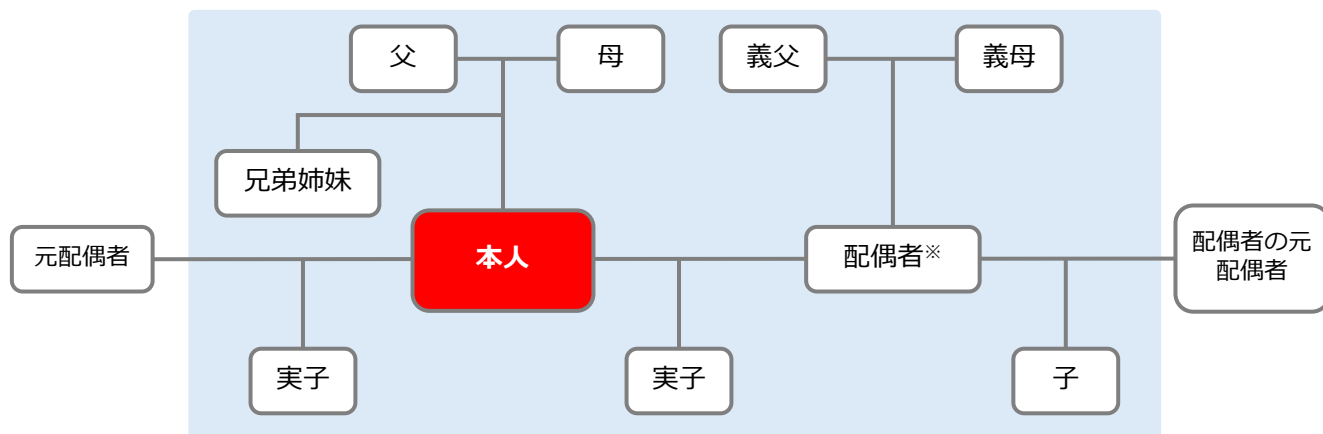
### 3. 上記1または上記2に掲げる者の親族（配偶者（事実婚含む）、父母、子、兄弟姉妹、ならびに、これらの者以外の配偶者の父母および子）

※外国の重要な公的地位の者の祖父母、孫は該当しません。

※外国の重要な公的地位の者の配偶者が日本人の場合も該当し得ます。

上記1～3に該当する場合、キャッシングサービス、カードローンサービスはご利用いただけません。

## 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族の範囲



※内縁関係にある方等、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。